

令和3年3月8日

沖縄県議会議長

赤 嶺 昇 殿

派 遣 議 員

団 長 照 屋 守 之

照 屋 大 河

「米軍航空機の低空飛行に関する意見書」及び「同抗議決議」の要請議員団報告書

上記のことについて、別紙のとおり報告します。

別紙

「米軍航空機の低空飛行に関する意見書」及び「同抗議決議」の要請議員団報告書

1 派遣議員

団長 照屋守之
照屋大河

2 派遣目的

令和3年第1回議会（定例会）の2月16日の会議において議決された上記の意見書及び同抗議決議の趣旨を関係要路に要請するため。

3 派遣期間

令和3年2月19日（金）（1日）

4 要請日程

別紙のとおり

5 要請概要

団長が意見書及び同抗議決議の趣旨を説明した後、米軍航空機による低空飛行訓練を即時中止すること、航空機の航行の安全等を定めた航空法を適用できるように「日米地位協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律」を廃止し、日米地位協定を抜本的に改定すること等について強く要請した。

6 要請に対する答弁の要旨（要請順）

○ 外務省沖縄事務所特命全権大使（沖縄担当） 橋本尚史

せんだって、このような形で抗議要請を受けた後、我々もあの時点で申し上げたように地元の住民の方々の不安や恐怖心、そういうことが起こらないように、地元の方々への影響を最小限にするようなやり方にしてほしいという基本的な立場を踏まえ、米軍に対しては申入れを行った。ただ、実際にその後起こったことは、繰り返されているということであり、特に今回いただいた意見書は、前回の意見書よりもさらに一步踏み込んで、低空飛行訓練の即時中止ということになっている。沖縄県、国頭村からもこのような訓練に

よって地元の方々が恐怖を感じたり、不安に思ったりすることに対して、具体的に対処してほしいということを受けている。

我々として、一度米側に対してそうした働きかけはしているが、今回さらに県議会からこうした形で要望があったこと、加えて訓練の背景やなぜ低空飛行が継続されるのかということ、それがどこまでできるか今答えを持っていないけれども、恐らく米軍の運用に関する部分については相当制約があるのかもしれないが、今回の内容は東京にもつないで、どのような反応があるか、また説明したい。

(質疑応答)

Q 内閣総理大臣や防衛大臣、外務大臣の国会での答弁は、低空飛行訓練を容認するような発言である。そういう意味で、沖縄の現地の強い意見が本当に伝わっているのかという不信がある。これだけ異常な訓練が繰り返されているわけであるから、もっと強く、東京を動かすような発信をしていただきたい。

A 前回の抗議声明を受けたときも東京にはきちんと報告をしており、まさに現地の住民の方々の不安とか恐怖心とか、そういうことが実際には起こっていると。これに対処しないということであれば、理解が得られないということも伺ったので、そういうことも含めて報告をしている。

ただ、今回、このような一歩進んだ内容の要望・要求事項を含めて、また東京には報告をきちんとしたい。

Q 沖縄の事件・事故というのは、沖縄県と外務省、防衛局と立場は違っても、県民の生命・財産を守るという観点から、共通の理解や協議が必要だと思う。それが今なされていない。きちんとそういう体制をつくって、日常的にそれぞれの立場で、県民からどうなんだというものを導き出して、東京の本省に協議したものを報告する、対応していくということをしかりやってもらわないと、県議会はずっと抗議をするだけである。

沖縄県と一緒に県民の立場に立った対応策を沖縄でつくって、それを日本政府や米国にも伝える。しかり成果を出していくという、そういうことが一番大事ではないか。

A CWTという公務外での事件・事故を扱うワーキングチームもあるが、しばらく開催されていないので、沖縄県とも相談しながら、できるだけ早期の開催に向けて努力をしているところである。御指摘のあった沖縄県と我々を含んだ出先との連携については、できるだけことはやっていきたい。

○ 沖縄防衛局長 田 中 利 則

今回、また意見書をいただいているけれども、前回も申し上げたが、米軍が我が国において訓練を行う場合、我が国の公共の安全に妥当な考慮を払って活動をすべきであるということは言うまでもないと思っている。先般来、私どもとしては、米側に対して航空機の運用に当たって、引き続き我が国の公共の安全に妥当な配慮を払う。さらに最低安全高度に関する日米合同委員会合意を遵守するとともに、より沖合で訓練を実施するなど、地域に与える影響を最小限にとどめるよう申入れをさせていただいている。

引き続き米側に対しては、こうした形で適切な対応というものを促してまいりたいと思っている。いろいろと米側のほうとはやり取りをさせていただいているが、こうした住民の皆様的生活空間において、無用の懸念、疑念というものが生ずることのないよう、運用上もそういう考慮は適切になされるよう、引き続き働きかけをしてまいりたい。

(質疑応答)

Q 私どもは前回の抗議声明以降も低空飛行がなされるとは夢にも思わない。県民が懸念する、安心・安全を守る、そこは米軍として特に配慮をしてもらいたいという思いがあるが、これでは県内で要請するよりも、東京での直接要請がよかったのではないかと考えている。沖縄防衛局長、外務省沖縄全権大使の考え方が米軍に伝わっていないのか。

A 私どもとしては先ほど申し上げたように、こうした米側の運用を受けて、必要な申入れをしている。沖縄県、県議会、それから国頭村長からも先般お話をいただいているけれども、そういった要請、申入れの内容については、きちんと米側に対しては伝えている。そういった状況である。

Q 今の話は、1月に来たときにも聞かせていただいたが、実際に米軍への働きかけは、1月の抗議以降されたのか。

A まずこの飛行が確認されたという時点で、先ほど申し上げたような、我が国の公共の安全に妥当な配慮を行うということ、最低安全高度に関する日米合同委員会合意を遵守するとともに、より沖合で訓練を実施するなど、地域に与える影響を最小限にとどめるようにと、このような申入れをした。さらに沖縄県、県議会、国頭村など、要請の際には、その都度米側には、こういう地元の強い要請をいただいているということについて伝えている。

Q 現在の日米地位協定やあるいは日米合同委員会合意は守られているという米側の対応、あるいは総理大臣や防衛大臣などが訓練は重要だ、必要だというような姿勢を国会で答弁されているが、そもそもそこを変えないと、皆さんの申入れや働きかけをするだけでは県民の生命・財産は守れないのではないかと。

A 御指摘の日米地位協定、それから日米合意については、外務省所管になっており、外務省におかれて適切になされているとは思いますが、基本的には日米安保条約の目的を達成するため米軍が訓練を行うことは必要なことではあるが、それについては当然地域で生活されている方々の生活環境というものにきちんと配慮、考慮がなされるということが前提である。この部分については、きちんと考慮がなされるよう、私どもとしては引き続き米側に対しては働きかけをさせていただいている。

Q 先月も抗議をした。今回も抗議をする間にまた低空飛行が行われた。こういう事態が起こると、県民の立場としては、どういうことなのかという大きな疑問と、国は本当に米軍に伝えているのか、米軍・米国は何を考えているのかと疑念を持つ。米軍も県民の思いというものをしっかり酌み取っているということであれば、沖縄県と沖縄防衛局、外務省沖縄事務所、米軍で定期的に様々な意見交換をする場というものをつくれないのか。

A 以前にも同じような御提案をいただいたと理解している。そういういろいろな意見交換をする場というものは、私も重要だと思っているので、沖縄県の考えというものをぜひ伺いたい。

○ 在沖米国総領事 ロバート・ケプキー

今回の低空飛行訓練であるが、全ての訓練活動は日米合意に基づいて行っていると司令官に確認している。しかし、訓練は地元住民への安全性の配慮、住民生活への影響を最小限に抑えることが求められている。我々は、自由で開かれたインド・太平洋地域の平和と安全を守るため、訓練は必要不可欠なことであると考えている。日米地位協定は日米両政府の合意事項であるため、改定については両政府の合意を得なければならない。いずれにしても、私からも改めて今回の要請を米国大使館、ワシントンの国務省、米軍、そして全ての関係者に伝える。また、地元の皆様の御懸念を直接お伺いすることは、我々にとっても大変重要な機会である。

以上

別紙

要 請 日 程

月 日	曜日	時間	要 請 先 等	場 所
令和3年 2月19日	金	10:00 ～ 10:15	外務省沖縄事務所特命全権大使（沖縄担当） 橋 本 尚 史	外務省沖縄 事務所会議 室
		11:15 ～ 11:30	沖縄防衛局長 田 中 利 則	沖縄防衛局 会議室
		13:30 ～ 13:45	在沖米国総領事 ロバート・ケプキー	在沖米国領 事館総領事 室